

港北区 自治会町内会

活動のしおり



平成 25 年 3 月改訂

Ⅲ 各種団体委員の推薦について

1 消費生活推進員

横浜市では、横浜市消費生活条例に基づき、自治会・町内会に消費生活推進員の推薦をお願いしています。

消費生活推進員は、悪質商法被害防止に関する啓発講座の開催、環境にやさしい購買行動の推進や消費者と事業者の交流促進を推進するものであり、区内で152人の方が活動しています。推進員の任期は2年で、市内在住で20歳以上であることが要件になります。また、年1回、消費生活推進員だより「あゆみ」を発行し、自治会・町内会にむけて情報発信をしています。

地域振興課
地域活動係
Tel.540-2244

2 スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基き、地域のスポーツ振興を目的に、区内で155人の方が委嘱されています。活動は、地区（または、自治会・町内会）を単位としたスポーツ・レクリエーション大会の企画・実施、市・区単位で行われる横浜国際女子マラソン、横浜マラソン、港北駅伝大会、港北区ペタンク大会、港北区グラウンドゴルフ大会などのスポーツ事業への参画・協力を行っています。

委員の任期は2年で、地区連合単位にご推薦いただく人数を決め、各自治会・町内会に推薦の依頼を行っています。

委員の年齢は、改選年の4月1日現在で、新任の場合原則60歳未満、再任の場合70歳未満となっています。

地域振興課
生涯学習支援係
Tel.540-2240

3 青少年指導員

青少年指導員は、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的として活動しています。

161人の指導員の任期は2年で、地区連合単位にご推薦いただく人数を決め、自治会・町内会に推薦の依頼を行っています。

指導員の年齢は、改選年の4月1日現在で、原則、新任の場合20歳以上65歳未満、再任の場合70歳未満となっています。

地域振興課
生涯学習支援係
Tel.540-2239

4 環境事業推進委員

環境事業推進員は、ヨコハマ3R夢プランを進めるうえで、分別・リサイクルの「資源循環型」だけではなく、ごみそのものを減らす「発生抑制」を推進し、地域においてごみの減量による脱温暖化に向けた3R

資源循環局
港北事務所
Tel.541-1220

行動のほか、清潔できれいな街づくり等に取り組んでいただいています。
委嘱期間は、2年間で、自治会・町内会から1名の推薦を基本として
いますが、地域の事情に応じて柔軟な対応をさせていただきます。

5 明るい選挙推進協議会推進員・地区代表

港北区明るい選挙推進協議会は、選挙に関する啓発活動を行っている
団体です。様々な啓発イベントを通して、きれいな選挙の実現と有権者
の積極的な投票参加を目指し活動するほか、選挙時の業務へのご協力
をお願いしています。各自治会・町内会から推進員を、連合町内会から地
区代表の推薦をお願いしています。

- ・任期 2年(※)
- ・依頼時期 11月～1月

※平成24年度推進員のみ、他の委員と改選期を合わせるため平成26
年度末までの任期となっています。

6 国勢調査 調査員

国勢調査は、10月1日を基準日に5年ごとに行われます。日本に住ん
でいるすべての人(外国人を含む)を対象に、世帯ごとに実施する大規
模な調査のため、各自治会・町内会に調査員の推薦をお願いしています。

- ・次回は平成27年10月1日に実施予定

7 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)は、民生委員法により厚
生労働大臣から委嘱される非常勤の公務員で、任期は3年です。地域住
民の福祉や生活援助活動など地域福祉の推進役として相談援助活動や行
政等との連絡・調整などを行います。

民生委員・児童委員の選出については、その地区の自治会・町内会長
を中心に「地区推薦準備会」(主任児童委員は、地区連合会単位に「連合
地区推薦準備会」結成)を組織していただき、推薦いただいています。
推薦いただいた候補者は市を通して国へ上申します。

- ・現在の任期は、平成22年12月1日から平成25年11月30日まで
- ・依頼時期 7月(12月1日付欠員・増員等の委嘱※一斉改選年は5
月に依頼)
3月(7月1日付欠員・増員等の委嘱)

8 保健活動推進員

保健活動推進員は、地域における健康づくりの推進役として、生活習
慣病予防などの健康づくり活動や各地域における体力測定、健康体操、
ウォーキング、禁煙啓発活動、子育て支援などを行っています。保健活

総務課
統計選挙係
Tel540-2213

総務課
統計選挙係
Tel540-2213

福祉保健課
運営企画係
Tel540-2339

福祉保健課
健康づくり係
Tel540-2362

動推進員の選出については、各自治会・町内会に推薦の依頼を行っています。

推薦いただいた候補者は市へ上申し、市長から2年の任期中で委嘱されます。

- ・委員の年齢は、改選年の4月1日現在で、78歳未満です。
- ・依頼時期 11月（現在の推進員の任期は、平成25年3月31日まで）

9 友愛活動員

地域における高齢者福祉の向上を目的として、地域に住む隣人同士、同じ高齢者同士の心と心のつながりを大切にして、高齢者に対する友愛援助（話相手や日常生活援助など）や高齢者福祉に関する情報の提供などを行っています。友愛活動員の推薦については、区老人クラブ連合会会長が候補者を市老人クラブ連合会理事長に推薦し、2年の任期中で委嘱されます。

高齢・障害支援課
高齢・障害係
Tel.540-2317

10 食生活等改善推進員会（ヘルスマイト）

「私達の健康は私達の手で」を合言葉に地域でのふれあいを深めながら仲間を増やし、地域ぐるみの健康づくりを目指しています。推進員会は福祉保健センターの「食生活等改善推進員セミナー」の修了者で組織され、全国で約18万人が愛称「ヘルスマイト」として活動しています。

地域住民への健康づくりの普及活動をボランティアで行うとともに、自主的に学びあう研修も定期的に行っています。

福祉保健課
健康づくり係
Tel.540-2362

11 家庭防災員

家庭防災員制度は、自らの家庭は自らの手で守る「自助」から始まり、地域防災の担い手としても活躍いただけることを目指した研修制度です。

毎年、自治会・町内会から推薦をいただき、一年間を研修機関として、防火対策・救急法・風水害対策・震災対策の研修を行い、研修受講者に対し、市長名の「修了証」を交付します。

研修修了以降は、地域の自主活動や防災訓練に参加していただいています。

- ・依頼時期 毎年11月～3月

港北消防署
予防係
Tel.546-0119